



第5章

第6期障害福祉計画

1 障害支援区分の認定状況

① 認定者数の推移

本市の障害支援区分認定者（支給決定者）は、令和元年度は50人で、身体障害者16人、知的障害者26人、精神障害者8人となっています。

単位：人

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体	居宅	15	13	13
	施設	11	18	3
	計	26	31	16
知的	居宅	15	14	11
	施設	3	6	15
	計	18	20	26
精神	居宅	3	4	8
	施設	0	0	0
	計	3	4	8
計	居宅	33	31	32
	施設	14	24	18
	計	47	55	50

資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 認定区分別の障害者数の状況

本市の認定区分別の障害者数は、令和元年度は身体障害者65人、知的障害者60人、精神障害者14人となっています。

単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
区分 1	0	0	0
区分 2	3	3	3
区分 3	6	0	5
区分 4	12	24	6
区分 5	15	18	0
区分 6	29	15	0
計	65	60	14

資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	実利用者数	人/月	21	21	19	22	22
重度訪問介護	実利用者数	人/月	1	1	1	0	0
	総利用時間	時間/月	434	434	28	0	0
同行援護	実利用者数	人/月	4	5	5	6	6
	総利用時間	時間/月	30	63	36	39	47
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ実績見込

② 見込量の確保のための方策

- 訪問系サービスは、現在、加東市社会福祉協議会と市外の事業所によりサービスが提供されています。今後の地域生活への移行推進を踏まえ、サービスに対するニーズは高まる予想されるため、在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービス量の供給に努めます。
- 利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業で働くことを希望する人に、一定の期間、必要となる、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援	一般企業で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気や心身の休息が必要な場合、短期間、施設へ入所できます。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位		実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数	人/月	73	76	77	79	81	83
	延利用者数	人日/月	1,409	1,503	1,536	1,603	1,674	1,747
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	2	3	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	29	38	26	26	26	26
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実利用者数	人/月	1	4	5	5	5	6
	延利用者数	人日/月	7	67	85	85	85	97
就労継続支援 A型	実利用者数	人/月	15	13	13	13	13	13
	延利用者数	人日/月	300	265	269	269	269	269
就労継続支援 B型	実利用者数	人/月	107	112	115	119	124	128
	延利用者数	人日/月	1,656	1,786	1,893	2,024	2,164	2,314
就労定着支援	実利用者数	人/月	1	1	0	1	3	5
療養介護	実利用者数	人/月	5	5	5	5	5	5
短期入所(ショートステイ)	実利用者数	人/月	19	22	13	24	25	26
	延利用者数	人日/月	94	107	73	115	120	125

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保の方策

- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保や、日中活動系サービスの拡充に努めます。
- 地域で自立した生活を送るために、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や就労後も障害の特性に沿った環境で仕事が続けられるよう、北播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び北播磨圏域の就労関係事業所との連携を強化し、就労定着支援の利用を推進します。
- 短期入所については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。
- 医療的ケアを必要とする人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者や知的障害者等について、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	実利用者数	人/月	50	53	52	52	52
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人/月	18	18	20	21	22
	市内定員数	人/月	15	20	20	20	20
自立生活援助	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- 施設入所支援について、国の基本的な方向性では、施設入所者の地域生活への移行が示されていますが、家族の高齢化などによる家族介護力の低下などから新たな入所希望者も増えている状況です。施設入所が必要な人の状況や、ニーズを把握しながら、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ります。
- グループホームについても、施設入所者の地域移行の受け皿として、また、家族の高齢化などによる需要が高まっているため、関係機関や事業所と連携を強化しながら障害福祉サービス事業者に対し、グループホームの開設を働きかけます。
- 平成30年4月から自立生活援助のサービスが始まりましたが、まだ利用者がいない状況です。障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人のニーズを把握しながら、必要なサービスの提供に努めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するに当たっての「サービス等利用計画案」を作成します。市は、この計画案を勘案し、支給決定を行います。また、支給決定後は、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は計画の見直し（モニタリング）を行い、サービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	40	40	46	49	53
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	1	0	1	1
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 地域移行支援・地域定着支援については、障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、北播磨圏域内の精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援事業所と連携してサービス提供体制の確保に努め、積極的な利用を促します。

|| 3 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量の確保のための方策

- 理解促進研修・啓発事業については、障害に対する理解を深める研修会を開催するとともに、障害の特性や合理的配慮に関する啓発を引き続き実施します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者（児）やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量の確保のための方策

- 自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、貴重な地域資源であるボランティアの養成や活動を支援します。また、知的障害者の自発的活動支援事業を手をつなぐ育成会に委託し、当事者の自主性を育て地域との交流を図る活動を引き続き支援していきます。

(3) 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	3障害（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供、助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	3障害（身体・知的・精神）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援センターに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、また、相談支援事業者等に対して専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行い、相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

② 見込量の確保の方策

- 加東市障害者相談支援センターの機能を強化しつつ、引き続き、体制の充実を図ります。
- 地域の相談支援の拠点としての基幹相談支援センターの設置を目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守る成年後見制度の利用のための支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

② 見込量の確保の方策

- 障害のある人が安全安心な日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用が必要な障害者の把握や、関係機関との連携強化に努め、制度の周知と利用促進、利用支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、北播磨圏域と連携して、法人に対する研修会を開催するなど法人後見の活動を支援します。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図るために支障がある障害者（児）が社会参加を行う際に意思疎通を図るため、また、聴覚障害者等と意思疎通を図るため手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害により意思疎通に手話を必要とする人が、安心して社会参加ができ、また手話言語を普及させるため市役所に手話通訳者を設置します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	174	101	103	103	103	103
手話通訳者派遣	利用件数	149	95	95	95	95	95
要約筆記者派遣	利用件数	6	6	8	8	8	8
手話通訳者設置事業	人	0	2	2	2	2	2

※令和 2 年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障害者など様々な対象者に合わせた意思疎通支援方法を確保する必要があり、今後も聴覚障害者等の社会参加促進のため、養成研修の充実と参加者の増加を図ります。
- 手話通訳者設置事業により、2名を設置し、今後も体制維持に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ用装具など
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作などを円滑にする用具

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	2	4	0	4	4	4
自立生活支援用具	給付件数	1	5	5	4	6	9
在宅療養等支援用具	給付件数	5	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	4	8	6	7	9	11
排泄管理支援用具	給付件数	846	872	880	888	896	904
居宅生活動作補助用具	給付件数	1	1	0	1	1	1

※令和 2 年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- 障害のある人が、自力で在宅生活を営めるよう、各用具に関する情報を提供し、普及を促進するとともに、引き続き、必要なサービスの提供に努めます。
- 排泄管理支援用具については、直腸・ぼうこう機能障害のある人の増加に伴い、給付件数が増加している。今後も給付件数の増加に対応し、継続した給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	24	13	15	15	15

※令和2年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	19	22	20	22	23	24
	延べ時間	1,547	1,860	1,800	1,900	2,000	2,100

※令和2年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- 移動支援について、市内の事業所は1か所ですが、最近では市外の事業所を利用される方も微増傾向にあります。今後も、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障害者の地域生活を支援する法人が、創意的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、また、サービス類型に応じた訓練や啓発を行う場所です。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	市内実施か所/年	3	3	1	1	1	1
	市内実人数/年	22	18	8	8	8	8
	市外利用か所/年	1	1	0	0	0	0
	市外実人数/年	7	1	0	0	0	0

※令和2年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- 地域活動支援センターは、利用者の就労支援施設への移行等により人数が減少したことから市内の事業所が1か所のみとなっています。今後も創意的活動や生産活動の機会の提供、また、地域社会との交流促進のため、引き続き、事業所支援を実施していきます。

(10) その他の事業（日常生活支援）

サービス名	内容
福祉ホームの運営補助	常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な人に居室を提供する福祉ホームの運営費を補助します。
訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練等	障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、社会参加、社会復帰を支援します。
日中一時支援	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位		実績			見込み		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉ホーム運営補助	事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	12	12	12	12	12	12
訪問入浴サービス	実利用者数	人/月	1	0	1	1	1	1
	延回数	回	16	0	100	100	100	100
生活訓練等	実施か所	箇所	1	1	1	1	1	1
	事業数	箇所	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	人	17	20	20	20	21	22
	延回数	回	720	615	700	750	800	850

※令和 2 年度のみ実績見込

②見込量の確保の方策

- 福祉ホームについては、現在、1事業所に対し助成を行っています。引き続き利用が見込まれるため、助成を継続します。
- 訪問入浴サービスは、利用者のニーズに合わせた、サービス提供体制を維持します。
- 生活訓練等については、障害のある人の社会復帰を支援するために加東市障害者相談支援センターが実施し、参加しやすい環境を整えるために、必要な利用者への送迎サービスを継続実施します。
- 日中一時支援については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。

(11) その他の事業（社会参加支援）

サービス名	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、余暇活動等の機会を提供するため、スポーツ教室や運動会等を開催し、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費助成	身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために、所有する自動車の操作・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）を改造する費用を一部助成します。
北播磨圏域での意志疎通支援事業の共同実施	手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、北播磨圏域の市町で共同実施し、効率的に研修を開催します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援	開催回数	2	2	1	2	2	2
	参加人数	102	116	16	120	120	120
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	3	1	1	1	1	1
意志疎通支援事業共同実施	講座数	2	2	1	2	2	2
	修了者数	5	5	3	5	5	5

※令和2年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- レクリエーション活動等支援事業については、身体障害者福祉協議会に委託して、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や「加東市ふれあいパラリンピック」を開催することにより、障害のある人がスポーツに触れる機会を提供し、交流や社会参加が図れるよう引き続き支援します。
- 自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を支援します。
- 意思疎通支援事業の共同実施については、北播磨圏域の市町で手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を共同開催し、効率的かつ効果的に圏域の意思疎通支援者の養成を図ります。

(12) その他の事業（就業・就労支援）

サービス名	内容
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に、訓練及び通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
更生訓練費給付事業	実給付者数	1	2	2	2	2	3

※令和 2 年度のみ実績見込

② 見込量の確保の方策

- 令和元年度末の受給者は 2 名ですが、今後、就労移行支援の利用者が増加傾向にあるため、社会復帰を支援し、受給者の増加に努めます。

4 権利擁護支援の充実

国において、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行され、判断能力が不十分になっても尊厳を持ってその人らしい生活が継続できるよう、成年後見制度の利用促進に向け「中核機関の整備・運営」「地域連携ネットワークの整備」等に努めることが明示されました。

本市では、障害のある人等が、自分らしく生活できるよう相談支援や、福祉サービスの利用支援等を行っていますが、あまり利用されていない現状にあります。

今後は、知的障害や認知症等の要因により判断能力が不十分な人の権利が守られ、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるよう、障害者相談支援センターや地域包括支援センターによる成年後見制度の啓発、相談支援のほか、成年後見利用支援事業や日常生活自立支援事業の活用等に取り組みます。

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、知的障害や認知症等の要因により、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

○取組のための方策

(1) 成年後見制度の利用促進のための普及・啓発

成年後見制度の利用を促進するために、研修会の開催やパンフレットの配布、また広報等を通して、多くの方に制度の普及啓発を行います。

(2) 権利擁護支援体制の整備

成年後見制度の利用を必要とする人を発見し、早期の段階から適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

また、総合的な権利擁護支援に係る地域連携ネットワークを構築するため、中核機関のあり方と権利擁護センターの設置を目指した必要な取組を推進します。

(3) 当事者に寄り添った制度の運用

成年後見制度の運用に当たっては、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、障害者等の意思をできるだけ丁寧に汲み取り、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援や身上保護の側面も重視しながら、利用者がメリットを実感できるように取り組みます。